

(3) 師子吼品 我常宣說一切衆生悉有仏性。(五二四c)

(4) 師子吼品 如恒河辺有七種人。(五五四a)

(5) 迦葉品 如恒河中有七衆生。一者常没。二者暫出還没。
(五七四c)

(6) 迦葉品 雖信仏性は衆生有。不必一切皆悉有之。是故
名為信不具足。(五七五b)

であり、遺文と『要決』では、

(7) 如来性品 除一闍提。其余衆生聞是經已。悉皆能作善
提因縁。(四一七c)

であり、「注経」と『要決』では

(8) 徳王品 一切声聞縁覚経中。不曾聞仏有常案我浄不畢
竟滅。(四九三b)

(9) 徳王品 須陀洹果亦復不定。不決定故経八万劫得阿耨
多羅三藐三菩提心。(四九四b)

(10) 徳王品 雖遇善友諸仏菩薩聞説妙法亦不能発(五一八
a)

(11) 師子吼品 雪山有草為忍辱。牛若食者則出醍醐(五一二
五c)

である。この(1)〜(11)の文の中『要決』の本文第六遮無性
有情執には(1)(4)(5)(7)(10)が引用され、遺文では(1)(5)(6)(7)が
「顯誦法鈔」に、(4)(5)が「浄蓮房御書」に引かれる。特

に「恒河七種衆生」は兩御書と『要決』本文第六とに共
通しており、一闍提救済に關しての兩御書と『要沿』と
の關連を窺わせる。日蓮聖人は「守護国家論」等では慧
心に対し肯定的だが、「撰時抄」に至り「師子の身の虫」
と否定する。「顯誦法鈔」は別として「浄蓮房御書」は
身延での著作であるため、本御書において「恒河七種衆
生」について慧心と同様な解釈があるとすれば、一闍提
成仏のみならず、日蓮聖人の慧心觀についても重要な問
題となると思われる。今回の発表では日蓮聖人と『一乘
要決』との間に共通する『涅槃経』引用文を列挙するに
とどまったが、今後はこれらの文についての内容検討を
中心にして日蓮聖人の慧心觀、誦法・一闍提成仏等の問
題についてさらに研究を続けていきたい。

日蓮聖人の罪認識

原 慎 定

日蓮宗の教学では、罪の問題として古来より誦法とい
うことがいわれているが、ともすれば誦法とは単なる諸

宗破折のための排他理論として理解され、このため自己内省的に罪の問題を考えることが稀薄になったように思われる。しかし、法華經と久遠本仏への絶対隨順を根幹とする日蓮聖人の宗教を現代に継承すべき立場にある我々は、まず信仰主体における罪の認識の問題を考えなければならぬと思われる。

それでは、聖人が認識された罪とは、いかなるものであったか。

聖人遺文における「罪」に関する叙述を概観すると、聖人は倫理的次元における罪惡を周知の事実とみなされた上で、専ら出世間的罪惡ともいえる「誹法」の罪に關して最大の危機感をもっておられたことがうかがえる。

かかる誹法罪の重視は、聖人が法華經を仏陀釈尊と一体的に把握され、法華經すなわち「仏の御心」として領受されていたことに基づくものと考えられる。つまり、聖人における誹法とは、単に仏法を謗するというような一般的な意味ではなく、直ちに仏陀釈尊への不隨順を意味するものであった。

ここでさらに聖人の誹法觀の特色として、『妙法比丘尼御返事』に、「誹法と申罪をば我もしらず、人も失とも思はず。」(定遺一五五四頁)と述べられるように、

誹法とはその状態にある者には全く気づかれない、いわば無意識的罪科としてみなされていたことが挙げられる。この点に關しては既に茂田井教亨教授が、誹法とは聖人の求道中における一つの不思議であり、その「不思議」とは、ひたすら仏法に帰依しながらもおかつ誹法罪を犯す危険性があるという一種の矛盾であった、と指摘されているところである。

このような矛盾状態について、聖人は『南条兵衛七郎殿御書』(三二三頁)及び『下山御消息』(二三三頁)等に、小善にすぎない諸經に執着して大善たる法華經に隨順しない限り、小善は却つて誹法という大惡に陥るという独特の論理を展開された。さらには、『報恩抄』に、「法華經をよみ讚歎する人々の中に無間地獄は多く有なり。」(一二二六頁)と述べられるように、法華經信仰の中でも諸經との並修等による恣意的な信仰は誹法に他ならないとみなされたのである。

そして聖人は、こうした特異な誹法觀に基づいて、當時のあらゆる既成仏教宗派及び日本国全体が誹法を犯しておりながら、なおその罪には全く気づいていないという現状認識に立たれ、日本国の人々が悉く無間地獄への道を進んでいる状態に対して強烈な危機感を抱かれた。

また、かかる社会的現状を認識される一方で、『開目抄』(五五六頁)等に示されるように、聖人御自身も久遠の過去以来の宗教遍歴において謗法罪を犯してきたことを深く反省されたのである。

ところで、親鸞聖人の罪認識は「機の深信」に基づいて個々の人間性における罪惡を徹底的に内省するものであった。これに対して日蓮聖人における罪とは、直ちに仏陀釈尊への背反を意味し、無批判的で安易な仏法受容のあり方に対して反省を促すものであったといえる。

以上のように考えてくると、日蓮聖人の宗教を現代において追求し、継承しようとする我々は、対外的に謗法の存在を糾弾すると同時に、内面的にも自己の信仰のあり方を厳しく律することが要請されている点に十分留意する必要がある。つまり我々は、謗法罪の問題を、単なる排他理論というような皮相的理解に留まることなく、むしろ信仰主体における自己内省という角度から再認識しなければならない、と考えるのである。

『本尊聖教録』の記載内容 について

寺尾英智

『本尊聖教録』は、鎌倉末・南北朝時代における本尊・聖教等の総合目録として、当時の教団を考察する上で重要な資料の一つであり、『日蓮聖人御真蹟対照記』『日蓮宗宗学全書・上聖部』等に所収されている。しかし、本書の諸刊本については、原本の体裁を正確に伝えていない等の問題点が指摘されている。そこで、本書について書誌的考察を加えることは、意義の存することと考へ、一、二の点について報告するものである。

『本尊聖教録』一冊の原本は、現在、中山法華経寺聖教殿に所蔵されている。その体裁は、大略次の通りである。袋綴、表紙一丁、本文五十丁(うち白紙七丁)。さらに、正保三年(一六四六)に行なわれた修補によると考えられる修補表紙の付加、料紙の裏打がされている。本書には、前述の正保の修補の時に行ったと考えられる錯簡が存在する。この錯簡は、二丁、三丁に見られる。